

PRP 26.9 別表テーブル 謝金、単価、謝礼等

<謝金>

No.	項目	内容	単位	上限額(円)	税率・税額	所得種別	所得税法等該当条文	消費税	関連旅費	備考
1	審査謝金	調達コンプライアンス監視委員会	調達コンプライアンス監視委員会の評価委員に対して支払われる会議出席謝金	1回	50,000 居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:50,000x 20.42%=10,210円	給与所得	185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	
2A		内部審査委員会	内部審査委員会の委員等に対して支払われる委員会出席謝金	1回	40,000 居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:40,000x 20.42%=8,168円	給与所得	185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	人対象委員会、動物実験委員会、放射線安全委員会、委員による施設査定 等 本学の依頼に基づき、委員と同等の業務を行う外部専門家にも適用する。
2B		内部審査委員会	内部審査委員会の委員等に対して支払われる委員会年間謝金	年間	委員 120,000 委員長 170,000 居住者:月額表(乙欄)参照	給与所得	185条第1項2号 ～ (月額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	電話・メール相談料、通信費、書面審査、迅速審査及び委員会出席のためのガソリン代及び高速代(沖縄県内)を含む。自家用車以外の交通手段を使用した場合は、別途交通費を支給する。 本学の依頼に基づき、委員と同等の業務を行う外部専門家にも適用する。
3		提案審査委員会	企画競争入札の審査委員に支払われる謝金	1回	30,000 居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:30,000x 20.42%=6,126円	給与所得	185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	
4		教員の研究実績レビュー	会議出席(電話・e-mail・web等を含む)または書面審査により、教員の契約更新等を判断する	1回	50,000 居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:50,000x 20.42%=10,210円 非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉不要	給与所得	185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	テニュア審査、昇進審査 等
5		研究ユニットの研究実績レビュー	会議出席(電話・e-mail・web等を含む)または書面審査により、研究ユニットの研究資金の更新等を判断する	1回	200,000 居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:200,000x 20.42%=40,840円 非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉不要	給与所得	185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	研究ユニット審査 等
6		研究計画書・論文口頭試問 学外審査員	学生の研究計画書および論文について口頭試問を行い、書面にて評価を提出する	1回	50,000 居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:50,000x 20.42%=10,210円	給与所得	185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	
7		マテリアルのレビュー及び意見書の提出(委員会を欠席した場合)	委員会を欠席し、書類の審査及び意見書の提出を行う場合	1回	10,000 居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉不要	給与所得	185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	科学技術関連の委員会委員が委員会を欠席した場合に支払う謝金 等
8		書面審査及び迅速審査	委員会を開催する代わりに、電話・e-mail等の手段で、必要な審査を行う場合	1回	10,000 居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉不要	給与所得	185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	
9A		グラント・ファシリテーター(オンサイト)	科研費等の外部資金申請書について、申請者と議論し、審査・助言を行う	1回	30,000 居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:30,000x 20.42%=6,126円	給与所得	185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	1回につき数件の申請書の審査を依頼
9B		グラント・ファシリテーター(オフサイト)	科研費等の外部資金申請書について、書面(e-mail・電話・ビデオ会議等を含む)にて審査・助言を行う	1回	20,000 居住者:日額表(乙欄)参照 非居住者:国外での役務提供に係るものであれば源泉不要	給与所得	185条第1項2号 ～ (日額表:乙欄) 161条第8項	不課税	非課税 (所基通9-5)	1回につき数件の申請書の審査を依頼
10	産業医謝金	産業医謝金	産業医に対して支払う謝金	1月	100,000 月額表(乙欄)参照	給与所得	185条第2項 イ	不課税	-	月あたり訪問1回を標準とする。追加訪問があった場合、個別の委託契約で定めた追加報酬を加算して支払うことができる。
11	講演謝金	特別講演謝金	セミナーやセミナーに類する講義等を公認会計士、税理士、弁理士等に依頼する場合の謝金	1回	100,000 居住者:10.21% 非居住者:20.42% (租税条約による免税適用時: 0%)	報酬・料金等	204条第1項第1号 161条第2項	課税	源泉徴収要	公認会計士、会社社長、名誉教授、その他学長が認める特別な講演者 等
12		講演謝金	ワークショップ、セミナー、講義等において、外部のスピーカーに一般的な講演を依頼する場合の謝金	1回	30,000 居住者:10.21% 非居住者:20.42% (租税条約による免税適用時: 0%)	報酬・料金等	204条第1項第1号 161条第2項	課税	源泉徴収要	ワークショップやセミナーの講師 *注:通常より長時間にわたる場合は、予算責任者の承認を得た上で20,000円まで加算できる
13	指導助言実技実習等謝金	指導助言実技実習等謝金	実験等のデモンストレーション及びノウハウ実習等	1回	30,000 居住者:10.21% 非居住者:20.42% (租税条約による免税適用時: 0%)	報酬・料金等	204条第1項第1号 161条第2項	課税	源泉徴収要	

14	演奏・演舞等謝金	演奏等(一般)	入学式等のイベント時に琉球舞踊等の音楽パフォーマンスを依頼した際に支払う謝礼	1回	52,000	居住者:10.21% 非居住者:20.42% (租税条約による免税適用時: 0%)	報酬・料金等	204条第1項第1号 161条第2項	課税	源泉徴収要	
15		演奏等(学生)	入学式等のイベント時に琉球舞踊等の音楽パフォーマンスを依頼した際に支払う謝礼	1回	12,000	居住者:10.21% 非居住者:20.42% (租税条約による免税適用時: 0%)	報酬・料金等	204条第1項第1号 161条第2項	課税	源泉徴収要	
16	研究被験者謝金	研究被験者謝金	被験者として研究の協力を依頼し支払う謝金	1時間	1,600	源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)	-	該当なし	課税	源泉徴収不要	
17	経済実験謝金	参加報酬	経済実験を行う際に実験の時間に応じて支払う謝金	1時間	1,600	源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)	-	該当なし	課税	源泉徴収不要	
18		成果報酬	経済実験の実験内での成果に応じて支払う謝金	1回	備考参照	源泉徴収不要(204条1項各号に該当する項目なし)	-	該当なし	課税	源泉徴収不要	概ね参加報酬総額と同額またはそれ未満
19	単純労務謝金	パートタイム(学生等)	資料収集や会場整理等の単純労務を依頼し支払う謝金(2か月以内の単純労務)	1時間	1,600	扶養控除等申請書を提出する場合 勤労学生控除が適用⇒月額表または日額表甲欄、扶養親族等1人欄の金額(所得月額119,000円未満、所得日額4,000円未満は、非課税)	給与所得	源泉徴収税額表の「扶養親族の数の求め方の例示」	不課税	-	扶養控除等申請書を提出せず、勤労学生控除が適用されない場合(タックスアンサーNo.2514) ①継続して2か月以内の場合: 日額表丙欄 ②継続して2か月以上の場合: 日額表乙欄 ※ 継続して2か月以上の場合は、人事で対応
20	その他	上記の項目に該当しない謝金	上記の内容に該当しない謝金	-	-	-	-	-	-	-	副学長(財務担当)の事前承認が必要

*支払については、ERPの"謝金"メニューを使用してください。

*この表に載っていない場合には、下記のとおり手続きしてください。

1. 将来にわたって複数回使用する場合は、"謝金カテゴリーの新設"申請をしてください。
2. 一回限りの場合は、"その他"に該当するので、副学長(財務担当)の承認が必要です。